

① 機構集積協力金（地域タイプ）について【地域集積協力金】

（静岡県経済産業部農業振興課）

1 概要

農地中間管理事業により担い手への農地集積に協力する地域に対して、地域タイプの機構集積協力金（地域集積協力金）が交付されます。

2 要件・交付単価

項目	内容			
交付対象地域	・ 人・農地プランの実質的な話合いの範囲となっている地域（概ね 10ha 以上） ・ 区域の外縁が明確で、同一の人・農地プランのエリアに含まれていること ・ 構成戸数が複数戸であること ・ 農地面積が農地台帳により明確であること			
交付要件	・ 機構貸付面積^{※1} が当該地域の農振地域内農地面積の 20%を超えること ・ 人・農地プランの実質的な話合いが行われていること^{※2} ・ 協力金の交付方法は市町と協議して決定する ・ 協力金は地域農業の発展に資する形で使用すること^{※3} ※1 結果的に出し手に経営主宰権が戻ってしまう農地は対象外 ※2 当該地域における話合いの記録（議事録等）が必要 ①今後の中心となる経営体はどこか ②中心となる経営体にどうやって農地を集積するか ③地域農業のあり方をどうするか } について検討した記録 ※3 当該地域における基盤整備の受益者負担の補助、共同水利施設の修繕、共同機械の購入、農地管理費用等が想定される。			
交付単価	機構貸付面積の割合に応じて変化			
	機構貸付面積の割合	平成 26, 27 年度	平成 28, 29 年度	平成 30 年度
	20%超～50%以下	20, 000 円/10a	15, 000 円/10a	10, 000 円/10a
	50%超～80%以下	28, 000 円/10a	21, 000 円/10a	14, 000 円/10a
	80%超	36, 000 円/10a	27, 000 円/10a	18, 000 円/10a

【交付対象のイメージ】

A	A	C借(B)	E
A借(B)	B	B	B
C	C	D	A
C	C	C	B

機構を通して集積・再配分

A	A	A (機構←B)	A (機構←E)
C (機構←B)	C (機構←B)	A (機構←B)	A (機構←B)
C	C	B (機構←D)	B (機構←A)
C	C	B (機構←C)	B

※1 マスを1haとする。（機構←○）は機構が○から中間管理権を取得した農地を意味する。

上記の例では、地域の面積16haのうち機構が中間管理権を取得して担い手に集積した面積が9ha。
 機構貸付面積の割合は $9/16 = 56.3\%$ → 交付単価：28,000円/10a = 280,000円/ha
 よって、当該地域へは $280,000円/ha \times 9ha = 2,520,000円$ 交付される。

【問い合わせ先】

詳しくは、静岡県経済産業部農業振興課、各農林事務所企画経営課、静岡県農業振興公社、各市町農業担当課へお問合せ願います。